

事務連絡  
令和元年5月31日

保険医療機関等 各位

兵庫県健康福祉部社会福祉局国保医療課

福祉医療費助成事業の現物助成拡大に伴う対応について（依頼）

本県の福祉行政については、平素よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県で実施している福祉医療（高齢期移行助成事業、重度障害者医療費助成事業、乳幼児等医療費助成事業、こども医療費助成事業及び母子家庭等医療費給付事業）においては、従来、一部の受給者の方に対しては受給者証を交付せず償還払いにより医療費助成を行ってまいりました。

このたび、被用者保険分に係る審査支払事務を支払基金に委託することに伴い、受給者の方の利便性向上のため下記のとおり取扱うこととしておりますので、各医療機関等におかれましては、窓口受付業務、患者負担額の徴収等についてご協力をお願いいたします。

なお、兵庫県医師会・歯科医師会・薬剤師会等へは平成31年2月20日付け国医第2232号により通知していることを申し添えます。

記

1 現物助成の拡大対象者

- (1) 70歳以上75歳未満の高齢受給者（後期高齢者医療の被保険者を除く。）
- (2) 本県の福祉医療の受給者で県外国保（兵庫県以外の都道府県の市町村国民健康保険及び兵庫県以外の都道府県に本部を有する国民健康保険組合をいう。）に加入している者

〔（注）特定国保組合（全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合及び近畿税理士国民健康保険組合）の加入者については、既に現物助成を実施しています。〕

※現物助成の対象者及び医療機関等の窓口でご確認いただく証の詳細は裏面のとおり。

2 実施時期

令和元年7月1日から

（福祉医療の受給者証一斉更新に合わせ、対象者に受給者証を交付予定。）

3 窓口における対応

- (1) 70歳以上75歳未満の高齢受給者

- ・窓口において「高齢受給者証」の提示を求め、提示があった場合にのみ福祉医療受給者証に記載の一部負担額を徴収していただきますようお願いいたします。
- ・高齢受給者証の提示がない場合は、医療保険の一部負担金（医療費の3割）を徴収して下さい。

(2) 県外国保に加入している受給者（※特定国保組合加入者を含む）

① 69歳以下の方

ア 医療保険の一部負担金(医療費の2割～3割)が所得区分オの限度額(35,400円)を超える場合

- ・窓口において「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」等、所得の判別に必要な証（以下、「限度額適用認定証」等という。）の提示を求め、提示があった場合にのみ受給者証に記載の一部負担額を徴収していただきますようお願いいたします。
- ・「限度額適用認定証」等の提示がない場合は、医療保険の一部負担金を徴収して下さい。

イ 医療保険の一部負担金が所得区分オの限度額を超えない場合

同一月の医療費が高額とならない場合は、「限度額適用認定証」等の提示がない場合でも福祉医療の現物給付の対象としますので、受給者証に記載の一部負担額を徴収し、福祉医療費助成分については、公費併用レセプトによる請求を行ってください。

② 70歳以上75歳未満の高齢受給者

上記(1)に記載のとおり、「高齢受給者証」の提示があった場合にのみ福祉医療受給者証に記載の一部負担額の徴収をお願いいたします。

ア 高額療養費が発生する場合

窓口において「限度額適用認定証」等の提示を求めてください。

(ただし、2割負担の方のうち「一般」区分の方、3割負担の方のうち「現役並みⅢ」の方に対しては証の発行はありません。)

イ 高額療養費が発生しない場合

上記①イと同一の扱いとします。

福祉医療の助成方法等について

加入保険等			①助成方法		②被保険者証、福祉医療受給者証に加え 窓口において追加で確認いただくもの	
			～2019年6月	2019年7月～	高齢受給者証	限度額適用認定証等
～69歳	国民健康保険 国民健康保険組合	県内	現物	現物	/	提示がなければ「一般」として処理
		県外	× 償還(※)	現物		高額に該当する場合(所得区分オの限度額超)、提示がなければ償還払い
	被用者保険	現物	現物	提示の有無にかかわらず、一律「標準報酬月額28万～50万円」の区分で算出		
70～74歳 (高齢受給者)	国民健康保険 国民健康保険組合	県内	× 償還	現物	提示がなければ償還払い	提示がなければ2割負担の者は「一般」、3割負担の者は「現役並みⅢ」として処理
		県外				
	被用者保険	提示の有無にかかわらず、一律「一般所得者」の区分で算出				
後期高齢者医療	県内	現物	現物	/	提示がなければ1割負担の者は「一般」、3割負担の者は「現役並みⅢ」として処理	
	県外	× 償還	× 償還			

※特定国保組合(全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合及び近畿税理士国民健康保険組合)の加入者を除く。

【お問い合わせ先】 兵庫県健康福祉部社会福祉局  
国保医療課医療福祉班 TEL 078-362-3208